

雇児発 0519 第 1 号  
社援発 0519 第 1 号  
老発 0519 第 1 号  
平成 23 年 5 月 19 日

東京電力・東北電力から電力供給される

（ 都 県 知 事  
指 定 都 市 長  
中 核 市 長 ） 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



### 社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について

東日本大震災に伴う社会福祉施設等における対応について、特段の御配慮を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、平成 23 年 4 月 14 日付事務連絡「夏期に向けた徹底した節電対策の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）により、「夏期の電力需給対策の骨格」（平成 23 年 4 月 8 日電力需給緊急対策本部決定）の周知徹底及び節電に係る取組の御検討・御協力をお願いしたところです。

今般、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」(別添)が5月13日に発表され、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。「夏期の電力需給対策について」においては、①大口需要家(契約電力500kW以上)・小口需要家(契約電力500kW未満)ともに、電力需要抑制の目標を前年比15%減とし、自主的な節電行動計画を策定・公表し実施すること、②大口需要家については電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進めること等が示されています。

また、計画停電につきましては、別添の別紙4「セーフティネットとしての計画停電のあり方」において、①計画停電は「不実施が原則」であり、万が一のときのためのセーフティネットとすること、②仮に計画停電を行う場合であっても、1日複数回の停電は避けること(1回2時間程度)、事前に警報を发出すること、被災地・東京23区は対象外とすること等が示されています。

つきましては、これらの内容につき御了知頂きますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村・社会福祉施設等に対し周知徹底を図るとともに、貴管内の市区町村・社会福祉施設等が節電について最大限の取組を行うよう御協力をお願い致します。節電の取組を検討するに当たっては、大口需要家については別添の参考1「大口需要家による取組について」を、小口需要家については別添の参考2「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照下さい。

なお、節電の取組を行うに当たっては、施設の開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、各社会福祉施設等において労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願い致します。

また、大口需要家に係る電気事業法第27条に基づく電気の使用制限については、「被災地に対する対応のあり方を含め、適用除外や削減率(15%)の軽減等の制限緩和の具体的内容について、更に検討を深める」とされており、詳細が決まりましたら改めてお知らせする予定です。

(参考)

別添の別紙1～5、別添の参考1～4については次のURLをご参照下さい。

([URL:http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html))